条例の提案に対する意見の申出について (報告)

令和7年6月定例県議会に提案している福岡県公の施設の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙1の とおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委 任等に関する規則(昭和42年福岡県教育委員会規則第6号)第4 条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答し ましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

> 令和7年6月25日 教 育 長

7 教特第 7 6 2 号 令和 7 年 5 月 1 2 日

福岡県教育委員会 殿

条例の提案に対する意見の聴取について

本年6月に招集予定の福岡県議会定例会に「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

7 教特第830号 令和7年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿



条例の提案に対する意見の申出について(回答) (対5月12日7教特第762号)

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例(案)の概要について

1 改正の理由

県立特別支援学校設置計画(平成31年2月1日福岡県教育委員会)に基づき、 宗像市及び福岡市早良区に県立特別支援学校を設置することに伴い、所要の規定 の整備を行うものである。

2 改正の概要

新たに設置する県立特別支援学校について、その名称及び位置を次のとおり定める。

名 称	位置
福岡県立むなかた特別支援学校	宗像市
福岡県立福岡つくし特別支援学校	福岡市早良区

3 施行期日

令和7年11月1日

正する条例の制定について 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和七年六月十日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

会 例案を提出する理由である。 ることに伴い、 県立特別支援学校設置計画(平成三十一年二月一日福岡県教育委員 に基づき、 宗像市及び福岡市早良区に県立特別支援学校を設置す 所要の規定の整備を行う必要がある。 これが、 この条

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例

条例第五号) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例 の一部を次 のように改正する。 (昭和三十九年福岡県

ら二十の項までを二項ずつ繰り下げ、 に次のように加える。 第百二十一条第二項の表中二十一の項を二十三の項とし、 八の項を九の項とし、 同項の次 九 \mathcal{O} 項か

10 福岡県立福岡 つくし特別支援学校 福岡市早良区

第百二十一条第二項の表中七の項を八の項とし、 五の項を六の項とし、 四の項の次に次のように加える。 六の項を七の項と

5 福岡県立むな かた特別支援学校 宗像市

附則

この条例は、 令和七年十一月一 日から施行する。

新旧対照表

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4		番号	2 特別支	
(略)	(略)	(略)	(鮥)	(盤)	(略)	(略)	(路)	(略)	(盤)	(略)	(略)	(略)	校 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図	(略)	(盤)	(略)	(盤)	福岡県立むなかた特別支援学校 宗像市	(略)	(略)	名称位	2 特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりとする。第百二十一条 (略)(設置、名称及び位置)	改正案
21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	早良(新設)	8	7	6	5	(新設)	4		置番号	2 第	
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	名称	及び位置は、	現行												
																					位	次のとおりとする。	11